社保・国保審査委員連絡委員会

と き 令和 3 年 2 月 4 日 (木) 15:00 ~ ところ 山口県医師会 6 階会議室

報告:専務理事 清水 暢 理 事 伊藤 真一

協議

1 プレバイミス錠 240mg の投与期間について 〔支払基金〕

プレバイミス錠の添付文書「用法及び用量に関連する注意」に「投与期間は、患者のサイトメガロウイルス感染症の発症リスクを考慮しながら、移植後100日目までを目安とすること。」とあるが、何日まで認めるか協議願いたい。

原則、移植後 100 日目までの投与とする。 100 日を超える事例は、注記の内容により審査 委員会の判断となる。

2 HIF-PH 阻害剤(腎性貧血治療薬)の適応について〔国保連合会〕

令和2年12月より HIF-PH 阻害剤 (腎性貧血 治療薬)の長期投与が可能となったが、今後、使 用例が増加すると考えられるため、保存期腎不全 患者への投与適応の確認、病名及び CKDG-4 以上 の記載を必要とするか協議願いたい。

〔関連記事〕 「山口県医師会報」

平成29年10月号 社保・国保審査委員合同協議会

「慢性腎不全」、「慢性腎臓病」又は「糖尿病性腎症」の病名が必要。なお、「慢性腎不全」以外では eGFR 値の記載を必要とし、適否は審査委員会の判断となる。1回の処方上限は30日分を目途とする。

3 テリボン週 1 回製剤の日にちずれによる減算 について〔山口県医師会〕

テリボン皮下注の用法については「1週間に 1回」とあるが、5月の連休後に1度だけ4日間 隔(月単位では1週間に1回となっている)となっ

出席者。

委員		委員	県医師会	
萬	忠雄	土井 一輝	副 会 長 加藤	智栄
城戸	研二	松谷 朗	専務理事 清水	暢
藤原	淳	浴村 正治	常任理事 郷良	秀典
小野	弘子	上野 安孝	理 事 山下	哲男
西村	公一	清水 良一	理事伊藤	真一
矢賀	健	村上不二夫	理 事 藤原	崇
藤井	崇史	成松 昭夫		
赤司	和彦	新田 豊		
田中	裕子	道重 博行		
久我	貴之	湯尻 俊昭		
神德	済	横山雄一郎		

た事例が査定(1回分)された。しかし、例えばボンビバ静注の協議(平成 26年:社保国保審査委員合同協議会)のように、用法が「1か月間隔で投与」とあるものを4週間間隔で投与した場合でも「年単位で12回となるよう調整願いたい」と認められている。テリボン皮下注についても同様の取扱いがあって然るべきと考えられるが協議願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成26年11月号 社保・国保審査委員合同協議会

受診日の都合により投与間隔の変更は認める が、月(又は数か月)単位で調整願いたい。

4 膝ベーカー嚢腫に対する穿刺の手技料について〔支払基金〕

膝ベーカー嚢腫に対して滑液を抜いた場合の穿刺手技料(J116関節穿刺120点、J059-2血腫、膿腫穿刺80点、J116-2粘(滑)液嚢穿刺注入80点)について協議願いたい。

粘(滑)液嚢穿刺注入となる。

5 輸血後の HBV、HCV、HIV 検査について 〔国保連合会〕

「輸血療法の実施に関する指針」(令和2年3月: 厚労省(日本赤十字社))の一部改正があり、「医師は、感染リスクを考慮し、感染が疑われる場合等には抗体検査等を行う。」とあるが、輸血後のHBV、HCV、HIV検査の必要性、審査方針について協議願いたい。

輸血後全例に検査の必要はない。特に必要な場合は注記により審査委員会の判断となる。

※当分の間(原則、令和3年6月診療分まで) は周知期間とし、注記のない「輸血後のHBV、 HCV、HIV 検査」算定事例は返戻(又は文書 連絡)処理とする。

6 甲状腺機能低下症初診月の甲状腺機能検査に ついて〔山口県医師会〕

甲状腺機能検査については、バセドウ病の場合「初月は2回まで認める」旨、平成27年の社保国保審査委員合同協議会で合議されている。

一方で、甲状腺機能低下症については、初診月に、同月中に薬剤投与量の変更を行った場合でも、2回目の甲状腺機能検査の査定が散見されるが、治療を行う上で必要な検査と考えられるため協議願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 27 年 10 月号 社保·国保審查委員合同協議会 令和元年 10 月号 社保·国保審查委員合同協議会

(甲状腺機能低下症の) 初診から2か月以内は月2回まで認める。なお、甲状腺機能亢進症も同様とする。

※山口県医師会報 平成 27 年 10 月号掲載、 社保・国保審査委員合同協議会の No.12「TSH 検査」(バセドウ病の場合)及び令和元年 10 月 号掲載、社保・国保審査委員合同協議会の No.10「FT3、FT4 の算定」の回答についても、 本回答へ変更する。

※ 以上の新たに合意されたものについては、 令和3年4月診療分から適用する。